

改正漁業法の施行と日本の漁業・漁村の未来

2020年9月16日、首相在任期間が歴代最長の連続7年8か月に及んだ安倍晋三内閣が総辞職し、新たに菅義偉内閣が発足した。菅首相はアベノミクス政策の継承を標榜するとともに、道半ばであった成長戦略の実現に向け、規制改革の推進を新内閣の政策の中心に据えて、各国務大臣に対し具体的な指示を矢継ぎ早に発している。

農林水産大臣に対しては、国産農林水産物の輸出拡大と農林水産業の改革推進の二つを指示しており、菅首相が官房長官時代に官邸主導で策定した「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく農林水産業の成長産業化を強力に推し進めていく方針を明示している。今後、農業、林業、水産業各々の分野において、安倍内閣時代に行われた法改正を具体化する様々な施策がスピード感を早めつつ実施されていくと予想される。

水産業・漁業においては、約70年ぶりに大改正された漁業法が本年12月1日から施行される。改正漁業法は、魚種ごとの資源評価に基づく漁獲可能量（TAC）と漁業者に対する個別漁獲割当て（IQ）を基本とする新たな資源管理システムの導入や、既存の漁業者の漁場利用を確保しながら協業化や地域内外からの新規参入も含め総合利用を図る養殖・沿岸漁業の海面利用制度見直しなどが眼目であり、日本の漁業と漁村のあり様に大きな影響を与えることが予測される。このため、18年12月8日の改正漁業法成立の際には、「現場の漁業者の十分な理解と納得が得られるよう更に丁寧な説明を継続して行うこと」など9項目に及ぶ附帯決議が国会で行われた。

以来、約2年にわたり水産庁は、漁業者等とも対話を重ねながら、改正漁業法の施行にかかる政省令の制定を行うとともに、「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」を作成して実施の準備を進めてきた。ロードマップでは、漁獲量の多い15魚種についてTAC管理を順次検討開始し、先行管理している8魚種と合わせて23年度までに遠洋漁業で漁獲される魚類や国際的な枠組みで管理される魚類等を除く漁獲量全体の8割をTAC管理に取り込むことを目指している。また、漁獲可能量設定に向けた資源評価については、従来の「生物学的許容漁獲量（ABC）」ではなく、資源量と漁獲圧力の算出に基づく欧米型の「最大持続生産量（MSY）」をベースに行う方針が示されている。

海水温上昇など自然環境の変化や近隣諸国の漁獲量増大によって日本近海の水産資源の減少は深刻な状況であり、資源管理の強化が重要な課題であることは間違いない。ただし、単一魚種を大型の漁船でとる漁業が主流の欧米と同じ管理手法を多種多様な魚種を小規模な漁家が様々な漁法で漁獲している日本の沿岸漁業に適用することへの現場の漁業者の不安は根強い。改正漁業法には、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船には船舶の規模の制限措置を定めないなど水産業の成長産業化に向けた大規模化への布石も見られるが、もし小規模な漁家の経営が成り立たなくなれば全国各地の漁村コミュニティの消滅につながりかねない。そうした事態を防ぐため、沿岸漁業に大きな影響を与える仕組みの導入に際しては、地域政策の見地も踏まえた慎重な検討が不可欠である。

いま改正漁業法の施行にあたり、行政当局には法成立時に附帯決議された「漁獲可能量及び漁獲割当割合の設定等に当たっては、漁業者及び漁業者団体の意見を十分かつ丁寧に聴き、現場の実態を十分に反映するものとする」と改めて求めるとともに、産業政策に地域政策の視点も併せ持ったバランスのとれた水産政策の立案と遂行を強く期待したい。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる）